

訳者解題

1. 2006年パレスチナ立法評議会選挙とハマース

(1) ハマース概略

周知のように、ハマースは1987年に勃発した第一次インティファダに際して、ムスリム同胞団 (Jam‘īya al-Ikhwān al-Muslimīn 以下、「同胞団」と略する) の闘争部門として誕生した。1928年にエジプトで誕生した同胞団は、1930年代以降、パレスチナへの関与を深め、パレスチナ各地に支部を設けた。第一次中東戦争 (1948～49年) においては、数千人規模の義勇兵がエジプトより派遣され、実際の戦闘にも従事した。しかし、1950年代以降、パレスチナの同胞団は武装闘争ではなく、主に社会活動に重きを置くようになった。PLO (パレスチナ解放機構) を中心とする世俗主義路線とは距離を置き、武力によるパレスチナ解放運動には消極的であった。社会のイスラーム化が国家樹立 (武装解放闘争) に先行するという立場であり、ここには同胞団の基本的な組織戦略である「段階主義」がうかがえよう。1973年には、アフマド・ヤースィーンを中心に「イスラーム総合センター (al-Mujamma‘ al-Islāmī)」が設立され、草の根レベルの社会活動による漸進的なイスラーム復興が目指された。しかし、80年代、人々の間に反イスラエル感情が高まってゆくを受け、87年の第一次インティファダ勃発を契機に、武装解放路線に転換、ハマースが結成されたのである。ハマースはPLO主導の「インティファダ統一司令部」には属さず、独自の指揮系統・戦略によって闘争を行ない、さらに支持を拡大した。インティファダを通じて、ハマースはファタハに次ぐ勢力を有する組織に成長した。

ハマースのパレスチナ解放闘争においては、パレスチナ全土の解放が目標とされている。例えば、1988年制定の『ハマース憲章 (Mithāq Haraka al-Muqāwama al-Islāmīya)』第11条では次のように述べられている。

ハマースは、パレスチナの地が復活の日までの全世代のムスリムにとってイスラームのワクフの地であると信ずる。その地、あるいはその一部を諦めたり、放棄したりすることは過ちである。… (中略) …これがイスラーム法におけるパレスチナの地についての規定であり、ムスリムが武力によって征服した全ての土地に関する規定と同様である。ムスリムは征服時

にその地〔パレスチナ〕を復活の日までの全世代のムスリムにとってのワクフの地としたのである。

ハマースにとって、パレスチナの全土解放は変更の許されない最終目標と考えられている。したがって、イスラエルとの相互承認と「ミニ・パレスチナ国家」構想を前提とするオスロ合意以降の和平交渉、和平プロセスは決して受け入れられないものである。オスロ合意以降の和平プロセスに反対するハマースは「自治区」という枠組み自体を拒否しており、そこから派生するPAやその内部諸機関についてもパレスチナ人の正統な代表とは認めない立場を取っていた。

なお、ハマースはこれまでに何度もイスラエルに対して停戦の呼びかけを行ない、実際に停戦を行なってきた。また、イスラエルとの交渉の呼びかけも行なってきた。対イスラエル交渉の基本方針は段階論に基づくものであり、第三次中東戦争（1967年）の占領地からの撤退が交渉開始の条件となっている。例えば、1994年の政治部門声明は次のように交渉過程を提示している。

- ①エルサレムを含む西岸とガザの占領地からのイスラエル軍の無条件撤退。
- ②上記地域におけるユダヤ人入植地の撤去。
- ③全パレスチナ人による自由選挙で立法議会を樹立し、議会が最高指導者を選出する。その指導者の下で、占領者（イスラエル）との交渉を行なう。

また、1988年、マフムード・ザッハール（現外相）はイスラエルのペレス外相（当時）に向けて、次のような交渉案を提示した。

- ①エルサレムを含む1967年の占領地からのイスラエル軍撤退意思表明。
- ②占領地の国連委任統治化。
- ③全パレスチナ人によって、和平対話のための代表部を選出。
- ④両当事者による包括的な交渉の開始。

ヤースィーンやランティースィーなどの過去の指導者もイスラエルに停戦交渉の呼びかけを行なったが、第三次中東戦争占領地からのイスラエル軍撤退がその条件とされている点は共通している。なお、これらの交渉提案で注意しなければならないのは、あくまでも交渉開始条件、あるいは交

渉方法のみが示されている点である。イスラエルの生存権には言及がなく、両者間の交渉の後にイスラエルが存在しえるか否かについても言及はない。すなわち、ハマースにとって和平交渉とは、イスラエルの存在を前提にして行なうものではなく、またパレスチナ全土解放路線の放棄を前提に行うものでもない。パレスチナ全土解放のための努力の一部あるいは出発点として、イスラエルとの交渉が位置づけられているのである。この点が、イスラエルとPLOの相互承認に基づくオスロ合意以降の和平プロセスとは大きく異なる。

このように、近年までハマースはPAの枠組みの中での政治活動からは距離を置いていた。しかし、2004年末に始まった地方議会選挙への参加を契機に、この基本方針にも変化が生じてきた。地方議会選挙では、2005年3月現在までに263地方自治体中81自治体で過半数を制している。ハマースの政治参加は地方レベルにとどまらず、国政レベルにまで拡大した。2006年1月の第2回パレスチナ立法評議会選挙にもハマースは参加したのである。PA内の立法機関である立法評議会への選挙参加は、オスロ合意以降の和平プロセスの承認ではないかとの声もあったが、ハマースはイスラエルの履行違反と2000年に勃発した第二次インティファダ（アル＝アクサー・インティファダ）によってすでに和平プロセスは破綻しているとの立場を取った。選挙綱領の冒頭では、次のように述べられている。

我々はイスラームの最も重要な前衛の一翼を担っているという確信がゆえに、闘争を行うパレスチナ人と神聖・公正なる大義に対して我々が負う責任がゆえに、勇敢なるパレスチナ人の苦難の軽減、抵抗の強固、腐敗からの防衛のために、パレスチナの現状改革に貢献するという我々の義務がゆえに、国民統合を強化し、パレスチナ国内の戦列を強化するという希望がゆえに、我々は2006年パレスチナ立法評議会選挙への参加を決定した。

また、選挙綱領の結びにおいても、次のように述べられている。

アル＝アクサー・インティファダによって、新たな事実が生み出され、オスロ〔合意以降〕の計画は過去の歴史となった。シオニスト占領者を含む様々な当事者は「オスロ〔合意〕の埋葬」について語っている。…（中略）…ハマースは、選挙に向かって進んでいる。

ハマースにとっては、オスロ合意とその後の和平プロセスはすでに破綻

したのであり、現在のパレスチナが置かれている窮状を打破する最善の策として、立法評議会選挙への参加が決定されたのである。

(2) 第2回立法評議会選挙の実施と結果

第2回立法評議会選挙は合計132議席をめぐる、比例区（66議席）・選挙区（66議席）の並立制度の下で実施された。比例区に関しては、名簿方式による全国区選挙が行なわれた。選挙区に関しては、パレスチナ全土の16選挙区において、同一選挙区から複数当選者が決定する「中選挙区」制度で選挙が実施された。

立法評議会選挙への参加を表明したハマースは、比例区においては「変革と改革のリスト（Qāima al-Taghyir wa al-Islāh）」として登録し、合計59名を擁立した。パレスチナ各地で配布された比例区用選挙ポスター（付録1参照）では、比例区の全立候補者の顔写真が掲載されている。一番右上の人物が比例名簿第1位のイスマール・ハニーヤであり、現在はハマース政権の首相を務めている。比例区の立候補者の中では女性候補者が目立つが、選挙規程によればリストの最初の3名中に女性1名が含まれ、次の4名中に女性1名、次の5名中に女性1名、6名以降も同様に女性候補者を含まなければならないとされている。なお、ハマースは「イスラームこそ解決（al-Islām Huwa al-Ḥall）」を当選挙のスローガンとして掲げたが、これは隣国エジプトの同胞団が人民議会選挙においてしばしば用いるスローガンでもある。

全国16選挙区の全てにおいても、ハマースは合計56名の立候補者を擁立した。選挙区ごとに選挙ポスターが作成され、例えばカルキーリーヤ選挙区のポスター（付録2参照）では、上半分に選挙区立候補者、下半分に比例区立候補者が掲載されている。なお、選挙区立候補者の選挙区ごとの内訳は次のとおりである（ハマース立候補者／定員）。

エルサレム（4/6）、ジェニン（4/4）、トゥールカリム（2/3）、トゥーバース（1/1）、ナーブルス（5/6）、カルキーリーヤ（2/2）、サルフィート（1/1）、ラマッラー（4/5）、ジェリコ（1/1）、ベツレヘム（2/4）、ヘブロン（9/9）、北ガザ（5/5）、ガザ（5/8）、ディール・バラフ（3/3）、ハーンユーニス（5/5）、ラファフ（3/3）

2006年1月25日、パレスチナ各地の約1,000ヶ所の投票所において、立

法評議会選挙の投票が行なわれた。比例区選挙・選挙区選挙とも、全選挙登録者1,350,665名中1,042,424名（77.18%）が実際に投票した。また、それぞれの内の990,873票（95.05%）、1,000,246票（95.95%）が有効票であった。開票の結果、ハマースは比例区で29議席、選挙区で45議席、合計74議席を獲得した。一方、ファタハは比例区で28議席、選挙区で17議席、合計45議席を獲得するにとどまった（付録3参照）。なお、選挙区当選者の内訳は次のとおりである（ハマース当選者／ハマース立候補者）。

エルサレム（4/4）、ジェニン（2/4）、トゥールカリム（2/2）、トゥーバース（1/1）、ナーブルス（5/5）、カルキーリーヤ（0/2）、サルフィート（1/1）、ラマッラー（4/4）、ジェリコ（0/1）、ベツレヘム（2/2）、ヘブロン（9/9）、北ガザ（5/5）、ガザ（5/5）、ディール・バラフ（2/3）、ハーンユーニス（3/5）、ラファフ（0/3）

選挙後、敗北したファタハのクレイ首相は辞任し、アッバース大統領によってハマースのイスマーイル・ハニーヤが首班指名された。ハマースはファタハ・メンバーやキリスト教徒を含む挙国一致政府の樹立を試みた。しかし、イスラエル承認問題、これまでの和平合意の取り扱い、PLOを代表権問題などの諸点をめぐって調整がはかどらず、最終的にはハニーヤを首相とするハマース単独政権が3月に誕生した。

2. ハマース選挙綱領における基本理念

現在のハマースの活動の中心となっているのは、草の根レベルの社会活動による国内基盤強化、およびそれを土台とする対イスラエル武装闘争である（2005年9月以降06年3月現在に至るまで、全ての対イスラエル軍事攻撃を停止中）。社会活動と武装闘争が、ハマースのパレスチナ解放活動の「両輪」となっている。同胞団がしばしば口にする段階論からみれば、ハマースの対イスラエル武装闘争は、社会的基盤形成に続く次の段階の活動といえよう。ハマース選挙綱領についても、ハマースの活動のこの特徴が色濃く反映されている。その内容は、政治・経済・社会・文化など各分野における包括的なパレスチナ国内改革に関するもの、およびそれらを基礎として対イスラエル抵抗活動の強化を訴えるものに大きく分けられよう。本節では、この二つの区分に従って、綱領の内容を概観する。

(1) 国内改革

イスラエルからの祖国解放がハマースの掲げる最重要目標であることはしばしば言われるところである。例えば、ハマース憲章第8条では次のように述べられている。

〔ハマースの〕目標は、不正と戦い、それを打ち負かし、それを追放することである。これは、真理が広く普及し、〔パレスチナ人の〕故郷が戻り、イスラーム国家樹立を宣言するアザーンがモスクの上方〔のミナレット〕から行なわれるためであり、また人々と事物の全てがあるべき場所に戻るためである。

ここでは、イスラエルによる占領状態を終結させ、パレスチナ人が「あるべき場所」である故郷において自らの国家を樹立するという目標が唱えられている。この基本姿勢は選挙綱領においても多々見られ、立法議会選挙への参加についても祖国解放とパレスチナ国家樹立のための包括的な計画の一環として説明されている。

この時機にパレスチナの大義の生み出す現実の下で立法評議会選挙へ参加することは、パレスチナを解放し、パレスチナ人を故郷に帰還させ、エルサレムを首都とする独立国家を樹立する包括的な計画の枠組みの中に含まれると変革と改革のリストは信じる。

そして、綱領序文においては、最大目標である占領終結・祖国解放のためにパレスチナが取るべき方策として次の二点が挙げられている。第一に「政治的多元主義と政権交代に基づいて進歩的なパレスチナ市民社会を建設すること」、第二に「パレスチナの政治制度や政治と改革に関わる計画をパレスチナ人の祖国に関する権利の実現へ方向付けること」。これら二つの目標を実現することによって、パレスチナ国内の対イスラエル抵抗活動を強化し、最終目標へ至ることが可能になるとされる。選挙綱領の最後に述べられている言葉も、この考えを示しているといえよう。

我々の綱領は、占領によって破壊された社会の建設を強化し、占領への抵抗を守るために我々が取る方法である。我々の綱領は、包括的な祖国解放に向けて、国民的・イスラーム的統合を強化するために我々が進む道である。

このように、ハマースは国内改革を重視しているが、選挙綱領において、それが従うべき原則として、第一にイスラーム、第二に民主主義と自由・

権利の保障が挙げられている点を指摘することができよう。

第一のイスラームは、最も根本的な原則・準拠枠として扱われている。綱領第1部の冒頭では、「我々の〔変革と改革の〕リストは、イスラームの権威から生じる諸原則を採用する」と述べられており、さらに「正しきイスラームおよびその文明的所産は、我々にとっての権威であり、政治、経済、社会、法の全ての側面において我々の生活のあり方を示すものである」（第1部1項）と述べられている。イスラームの教えに基づく国内改革、いわば「イスラーム的改革」こそが、パレスチナの置かれている現状を打破する方策として綱領では提言されている。ハマースの掲げた「イスラームこそ解決」のスローガンにも、それは現れている。

第二に、民主主義の諸原則の遵守であるが、ハマースはこれについて繰り返し綱領中で言及している。例えば、国内政策について述べる第2部3項では、「政治的自由、多元主義、政党結成の自由、投票による〔諸事の〕決定、政権の平和的交代、これらはパレスチナの政治活動を形作る枠組み」であると述べられている。この他にも様々な形で民主主義の尊重・遵守が述べられている。また、国民の自由と権利の保障は、パレスチナにおける民主主義を強化・促進するために必須の要件とされている。「(思想を表現する自由、メディア、集会、移動、労働など) 公的自由の尊重」（第2部5項）、「法の前での国民平等の原則、および権利と義務に関する国民の平等」（第6部1項）、「全国民の安全を保障し、国民およびその財産を守る。国民は根拠のない拘留、拷問、報復にさらされることはない」（同2項）などがその例である。

選挙綱領においては、これら二つの原則に従う形で、多様な分野に関する約150もの改革案が述べられている。翻訳文との重複を避けるために、それぞれの改革案について詳しい検討は行なわないが、全体を概観すれば概ね次のようにまとめられよう。様々な分野におよぶ包括的な国内改革によってパレスチナの発展を促進し、それを公正に行なうことにより腐敗・汚職を追放してパレスチナ人同士の格差や対立を解消する。さらに、国民の自由と権利を保障・強化し、民主主義の諸原則を定着させることで、パレスチナの統一性・国民統合をより強固なものとする。その結果、パレスチナはより進歩的で統合されたものとなる。それを基礎として対イスラエル抵抗活動の強化が可能となり、さらには祖国解放とパレスチナ国家樹立

が可能となる。ここには、パレスチナ社会を改革によって強化し、それによって祖国解放のための抵抗活動を促進させるという「段階主義」が反映されているともいえよう。なお、国内政策のみならず対外政策（第3部）においても、祖国解放に向けての抵抗活動の強化に主眼が置かれている。この考えは、国際的な会合・会議や国際法を最大限に利用して抵抗活動への国際的支援を獲得するという主張にも現れている。

（2）対イスラエル抵抗活動

対イスラエル抵抗活動は、上述の国内改革を基礎に遂行されるものと位置付けられる。第2部では国内政策に関する約20の優先事項が挙げられているが、それらは、「〔祖国の〕包括的解放と望ましい改革を追求する上で、パレスチナ人のジハードと自己犠牲にふさわしい未来を保障し、抵抗活動を強化する」ものと考えられている。

しかし、選挙綱領では、抵抗活動そのものに関する記述は少数にとどまっている。これについては、しばしば、ハマースの選挙綱領ではイスラエルに対する強硬姿勢が控えられていると言われることもあった。確かに、憲章と比べれば若干のトーンダウンも認められる。また、選挙期間中の立候補者たちによる対イスラエル交渉の可能性への言及もそれを反映しているともいえよう。

しかし、選挙綱領第1部では、次のように述べられている。

歴史的パレスチナとはアラブおよびイスラームの地の一部であり、それはパレスチナ人の有する権利である。それは時間の経過によって消滅するものでなく、また軍事的措置やいかがわしい法的措置によって変わることはないものである（第1部2項）。

この記述は、ハマースのこれまでの対イスラエル姿勢とは矛盾しないと考えられる。また、武装闘争についてもその放棄については言及されておらず、

パレスチナ人は、依然として祖国解放の段階に生きている。パレスチナ人には、武装抵抗を含むあらゆる手段を用いて諸権利を回復し、占領を終結させる権利がある（同4項）

と述べられている。また、パレスチナ難民の帰還についても、

難民となった、また追放された全パレスチナ人の土地・財産返還権、

自決権、祖国に関する全ての権利、これらは奪われる余地が一切ない権利とみなされる（同5項）

と述べられており、「ミニ・パレスチナ国家」を承認したわけではないとの姿勢を示している。確かに、選挙綱領における対イスラエル抵抗活動についての記述は少ないが、これらの条項の存在、さらには国内有権者向けの文書という選挙綱領の性格を勘案すれば、イスラエル承認に向けて大きく踏み出したものではないと考えられよう。

しかし、このことはイスラエルとの停戦を禁ずるものではない。比例名簿第2位で当選したアブー・タイルがイスラエル『ハーレッツ』紙のインタビューで述べたように、今後のイスラエルとの交渉は可能とされている。また、選挙後にハーリド・ミシュアルら多数のハマース幹部が述べているように、イスラエルとの対話の門は閉ざされていないというのも事実であろう。ただ、ここで注意しなければならないのは、繰り返しになるが、イスラエル承認を前提としていない点である。今後も、イスラエルや欧米が要求しているようなイスラエル承認のための憲章変更は困難であろうし、仮に行われたならばそれはハマースにとって支持基盤弱体化・内部分裂などの大きな損失にもつながりうると考えられる。

むすび

この3月にハマース政権が成立したが、国内的にはファタハ、対外的にはイスラエル、欧米諸国との間で慎重な舵取りが必要となろう。上述したイスラエル承認問題、およびそれに関わる和平合意・交渉に対する姿勢をめぐっては、今後パレスチナ国内で大きな混乱が生じる可能性も否めない。パレスチナ情勢をめぐっては、今後一層の注視が必要となろう。

その一方で、イスラエル承認問題をめぐっては、現状からの進展を予想することも可能であろう。ハマースは決してイスラエルやアメリカの言うような「狂信的な過激派原理主義組織」ではなく、現実的な対応を取ることのできる側面を持つ組織である。今後恐らくは、パレスチナ全土解放を掲げつつも、段階論的な立場からイスラエルとの長期の「停戦」を行ない、それを最終目標に至るまでの一時的状態とする段階論的な説明をするのではなかろうか。大原則は堅持しつつも、その実践部分で現実主義的な柔軟な対応を取り、イスラエルが存在する現状維持を図ることはハマースにと

って可能であろうと考えられる。

主要参考文献・ウェブサイト

- アフマド・ヤースィーン（横田貴之訳）「パレスチナの地に生まれて—アフマド・ヤースィーンの自分史から」青木保他編『歴史—アジアの作られかた・作りかた』岩波書店、2003年、pp.149-161。
- 白杵陽『イスラムの近代を読みなおす』毎日新聞社、2001年。
- 白杵陽『世界化するパレスチナ／イスラエル紛争』岩波書店、2004年。
- 小杉泰『イスラーム世界』筑摩書房、1998年。
- 小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂、1994年。
- 日本国際問題研究所編『中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』日本国際問題研究所、1997年。
- 日本国際問題研究所編『中東和平の総合的研究』日本国際問題研究所、1998年。
- 日本国際問題研究所編『イスラエル内政に関する多角的研究』日本国際問題研究所、2002年。
- Abu-Amr, Ziad. *Islamic Fundamentalism in the West Bank and Gaza: Muslim Brotherhood and Islamic Jihad*. Bloomington & Indianapolis: Indiana University Press, 1994.
- Ahmad, Hisham H. *From Religious Salvation to Political Transformation: The Rise of Hamas in Parestinian Society*. Jerusalem: Palestinian Society for the Study of International Affairs, 1994.
- el-Awaisi, Abd al-Fattah Muhammad. *The Muslim Brothers and the Palestine Question*. London & New York: Tauris Academic Studies, 1998.
- Hroub, Khaled. *Hamas: Political Thought and Ideology*. Washington DC: Institute for Palestine Studies, 2000.
- Milton-Edwards, Beverley. *Islamic Politics in Palestine*. London & New York: Tauris Academic Studies, 1996.
- Mishal, Shaul & Avraham Sela. *The Palestinian Hamas*. New York: Columbia University Press, 2000.
- Andrea Nüsse. *Muslim Palesine: The Ideology of Hamas*.

Amsterdam: Harwood Academic, 1998.

Pelletiere, Stephen C. *Hamas and Hizbollah: The Radical Challenge to Israel in the Occupied Territories*. Honolulu: University Press of the Pacific, 2004.

Shamākh, ‘Āmir. *Muzakkirāt al-Shahīd: al-Duktūr ‘Abd al-‘Azīz al-Rantīsī*. Cairo : Dār al-Tawzī‘ wa al-Nashr al-Islāmīya, 2004.

Shamākh, ‘Āmir. *Aḥmad Yāsīn*. Cairo: Dār al-Tawzī‘ wa al-Nashr al-Islāmīya, 2004.

al-Wā‘ī, Tawfīq Yūsuf. *Mawsū‘a Shahdā’ al-Ḥaraka al-Islāmīya fī-l-‘Aṣr al-Ḥadīth*, 5 vols. Cairo: Dār al-Tawzī‘ wa al-Nashr al-Islāmīya, 2005.

<http://www.elections.ps/> (パレスチナ中央選挙管理委員会)

<http://www.palestine-info.info/arabic/index.shtml> (パレスチナ情報センター)

<http://www.alqassam.com/arabic/> (カッサム旅団)

<http://www.hamasonline.org/indexx.php?page=hamas> (ハマース英語ウェブサイト)

<http://www.ikhwanonline.com/> (エジプト同胞団)